

組長の役割分掌

組長の任務は、町内会の各種行事の補助と伝達、町内会会費徴収、社会福祉協議会会費及び日本赤十字社会員会費の徴収、各種資料の配布を任務とする他に、会員の転入、転出に伴う会員の把握とその報告を地区役員に行う。また、下記の項目の中より一つを兼務する。

1 評議員

評議員の役割は、評議委員会に出席し、町内会における重要な議案の議決（総会議案書の審議、防災組織の立案、運営の審議、規約改正及び各種町内会組織より提案の諸事項等）について審議することを任務とする。

2 防犯・環境員

防犯・環境員の役割は、地域内における各種犯罪（空き巣狙い、引ったくり、放火、誘拐）等の未然防止と地域の環境保全の維持を図るため、定期的に町内を巡回して、安全な町づくりの活動をするとともに、防犯・環境に関する諸行事に参画することを任務とする。

3 配布員

配布員の役割は、市及び町内会からの配布物を受持ち地区の各組の会員数に応じた部数に分け、組長に届けることを任務とする。

4 防災連絡員

防災連絡員の役割は、町内会自主防災組織において防災本部よりの指令を担当地区の会員に速やかに連絡することを任務とする。

平常時は、犯罪の未然防止のため、町内巡回に協力する。また、地域内の消火器等の点検を定期的に行うことを任務とする。